## 一般財団法人 小松島市産業振興協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人小松島市産業振興協会(以下「協会」という。)という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を徳島県小松島市に置く。

(目的)

第3条 協会は、小松島市における産業の振興と地域住民の福祉の増進を図るための事業 を行うことにより、地場産業の健全な育成と地域住民の福祉の向上に寄与することを目 的とする。

(事業)

- 第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 地場産業の振興に関する事業
  - (2) 研修及び調査研究に関する事業
  - (3) 地場物産品の展示及び普及に関する事業
  - (4) 小松島市総合コミュニティセンターの管理運営に関する事業
  - (5) その他目的を達成するために必要な事業

### 第2章 資産・事業計画等

(資産の構成)

- 第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 寄附金品
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる収入
  - (5) その他の収入

(資産の種別)

- 第6条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 協会の設立の際、基本財産として特別に管理することとされた別表に掲げる財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において基本財産に組み入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

- 第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。
- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、 又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。

ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれその現任構成員の4分の3以上の同意を得、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第9条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第10条 協会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始の日の前日まで に理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しなかったときは、理事 長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することがで きる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認 を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

- 第11条 協会の事業報告及び決算は、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前号の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類について は定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4 号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主 たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第12条 協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する 短期借入金を除き、理事会において現任理事の3分の2以上の議決及び評議員会の同意 を得なければならない。

## 第3章 評議員

(評議員)

第13条 協会に評議員12名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条 から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第16条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

### 第4章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他の法令で定められた事項

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、出席した評議員から選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

### 第5章 役員及び職員

(役員の種別及び選任)

- 第23条 協会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事(理事長及び副理事長及び常務理事を含む。) 8人以上12人以内
  - (2) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の中から理事会の決議により定める。
- 4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、 副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。 (役員の職務)
- 第24条 理事長は、協会を代表し、業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌理するとともに、理事長に事故あるときはその業務執行に係る職務を代理し、理事長が欠けたときはその業務執行に係る職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長の指揮を受けて業務を処理し、理事長及び副理事長 に事故があるときはその業務執行に係る職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたと

きはその業務執行に係る職務を行う。

- 4 理事は、理事会を構成し、協会の業務の執行を決定する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1)協会の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、 評議員会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするための必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (5) その他法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第25条 役員の任期は、2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時評議員会の終結 の時までとする。ただし、補欠により選任された役員の任期及び増員により選任された 理事の任期は、現任役員の残任期間とする、
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第23条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第26条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは評議員会において現任構成員の4分 の3以上の同意により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知する とともに、当該役員に解任の議決を行う評議員会において弁明の機会を与えなければ ならない。

(報酬等)

- 第27条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める。

(事務局)

- 第28条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て 別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事その他の理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、協会の運営に関する事項を議決する。

(開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
  - (3) 監事が第24条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

- 第32条 理事会は、前条第1項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第1項第2号の場合には請求の日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、会議を招集する場合は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

- 第34条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議決)
- 第35条 議決は、この定款に定めるもののほか、会議に出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として理事会に議決に加わることはできない。 (決議の省略)
- 第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その 提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。 ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

# 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第38条 この定款は、評議員会の4分の3以上の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第14条についても適用する。 (解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国 若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

# 第9章 雑則

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第 1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日 から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において

読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は吉本公一とする。
- 4 この法人の最初の副理事長は稲田米昭、常務理事は小林勝代とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

井上 武

井村 勝

市岡 通裕

樫原 敏之

中川 正道

廣野 省五

近藤 利昭

湯浅 茂樹

荒井 義之

井内 隆

北原 利春

日切 寛

青木 洋一

太田 敏彦

茨木 昭行

# 別表 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	阿波銀行小松島支店 20,000,000 円
定期預金	徳島信用金庫小松島支店 1,000,000 円